## 地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和6年6月1日現在

## 1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,314
---------------------	--------

## 2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数	
と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを	664,458
合算して得た数	

## 3 県議会議員の解職の請求

3 宗議会議員の併城の請求 選挙区における選挙権を有する者の総 数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあっては、40万を超える 数に6分の1を乗じて得た数と40万に3 分の1を乗じて得た数とを合算して得た 数)

1	
神戸市東灘区	57,372
神戸市灘区	36,089
神戸市中央区	36,989
神戸市兵庫区	30,158
神戸市北 区	59,025
神戸市長田区	25,713
神戸市須磨区	43,760
神戸市垂水区	58,896
神戸市西 区	65,446
姫 路 市	138,881
尼崎市	127,982
明石市	84,069
西宮市	132,998
洲本市	11,890
芦屋市	26,461
伊丹市	55,281
相生市	7,718
豊岡市及び美方郡	29,818
加古川市	72,370
たつの市及び揖保郡	29,744
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,243
西脇市及び多可郡	16,188
宝塚市	63,802
三木市	20,721
高砂市	24,362
川西市及び川辺郡	51,679
小野市	12,910
三田市	30,003
加西市	11,716
丹波篠山市	11,061
養父市及び朝来市	14,105
丹波市	16,993
南あわじ市	12,549
淡路市	11,920
宍 粟 市	9,874
加東市	10,666
加古郡	17,988
神崎郡	11,247
ı	I .